

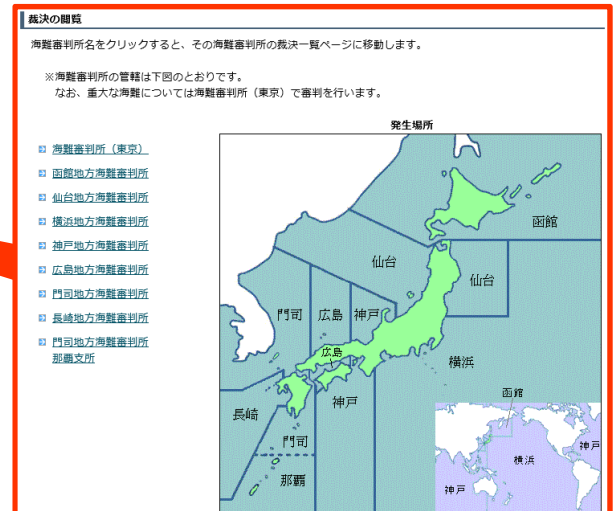
海難防止の取り組み



海難審判所ホームページ（アドレス：<https://www.mlit.go.jp/jmat/>）

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、令和2年1月以降に言い渡した海難審判の裁決を言渡し日順に公表（船名、個人名等は非公開）しています。

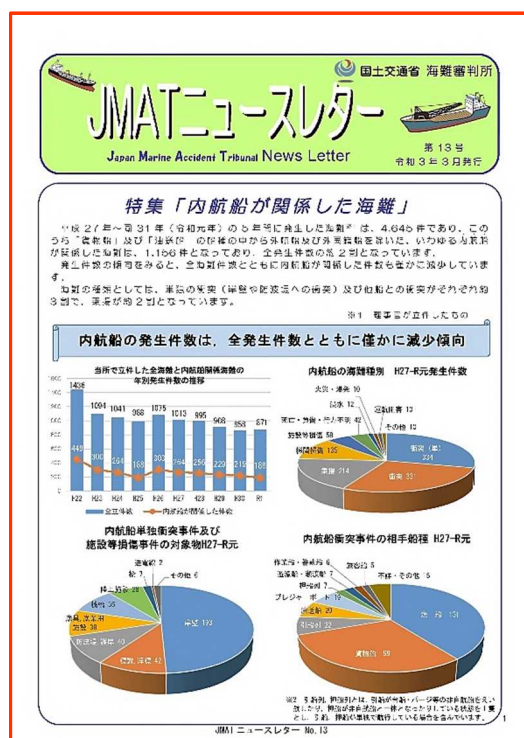
海難審判所名又は地図上の地方名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。



JMATニュースレター

主な海難事例について、どのようにして海難が起こったのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。「JMAT」は、海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字を表しています。

JMATニュースレターは、ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービスの申込みはホームページをご覧ください。



《JMAT ニュースレターの発行状況》

第13号	◇特集「内航船が関係した海難」
第12号	◇特集「モーターボートによる海難」
第11号	◇特集「遊漁船の海難」
第10号	◇特集「水上オートバイの海難」
第9号	◇特集「内航船が関連する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中で発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した衝突海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」
創刊号	「JMAT ニュースレター」の発刊にあたって ◇特集「霧中海難」

（第13号 特集「内航船が関係した海難」）



社会学習活動への協力

➤ 出前講座

海難審判所では、海難審判制度の説明を行ったり、裁決事例を基にして再発防止策を紹介したりするなど、職員を講師として派遣しています。

令和2年度は、学生などに対して3件実施し、海難審判制度や仕組み、海上交通ルールについて、職員を派遣したほか、新型コロナウイルス感染防止の取り組みとしてリモートによる説明も行いました。



➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、修学旅行や社会科見学で訪れる児童や生徒に対し、業務説明や審判廷の開放を随時行っています。内容は、審判廷の見学、模擬審判を行ったり、海難審判の仕組み、日本における船の役割や交通ルール等の説明を、スライドを用いて行ったりしています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、審判廷開放の受付を中止しました。

訪問を希望する場合は、海難審判所ホームページや電話で、お気軽にお問い合わせください。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止している場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

※ 海難審判所お問い合わせ (<https://www.mlit.go.jp/jmat/iken/iken.htm>)



海難審判所の取り組み

海難審判所では、行政手続の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、押印が必要な申請・届出等の手続について、原則押印を廃止する方針のもと対応を進め、令和2年度にこれまで押印を求めていた申請・届出書等について押印不要の書式へ変更しました。

押印を廃止・省略することとした申請・届出等の行政手続については下記URLをご覧ください。

※ 申請・届出様式ダウンロード (<https://www.mlit.go.jp/jmat/annai/youshiki/youshiki.htm>)